

入札監理小委員会
第666回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第666回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和4年7月19日（水）15：47～17：46

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

- 理化学研究所神戸南地区（計算科学研究センター）施設運営・維持管理業務（国立研究開発法人理化学研究所）
- 平和祈念展示資料館運営管理業務（総務省）

3. 閉会

<出席者>

古笛主査、辻副主査、石村専門委員、稲生専門委員、小松専門委員、
清水専門委員

（国立研究開発法人理化学研究所 神戸事業所研究支援部）

関戸部長

（国立研究開発法人理化学研究所 計算科学研究センター運用技術部門）

塚本副部門長、松下上級テクニカルスタッフ

（総務省 大臣官房 総務課 管理室）

加藤室長、齋藤参事官補佐

（事務局）

渡部事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第666回入札監理小委員会を開催します。

初めに「理化学研究所神戸南地区（計算科学研究センター）施設運営・維持管理業務」の実施要項（案）について、国立研究開発法人理化学研究所計算科学研究センター運用技術部門、塚本副部門長から御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○塚本副部門長 塚本が説明させていただきます。資料A-3の「R-C-C-Sの施設運用について」という資料を御覧いただければと思います。

これは「富岳」を稼働させるインフラ設備の説明用資料として、最初の2枚、2ページ目と3ページ目を御説明するというので、本小委員会の最初の業務の説明と代えさせていただきますと思っています。

2ページ目ですけれども、施設運営・維持管理業務の概要として、1枚のポンチ絵をつけさせていただいております。まず、施設全体の関連は右側の図で書いてありますけれども、電気系統は7万ボルトの特別高圧を前提として、我々の設備では自家発電の設備、コジェネレーションの設備を2台保有していて、その系統連携で電力を供給しています。その電力はほとんど、99%以上が「富岳」の電力として使われます。使う電力のうち2割から3割程度は冷却に使う設備になります。「富岳」の電力は2万ボルトから3万ボルトの電圧で、2万キロワットから3万キロワットの電力を消費しますので、それをそのまま熱になるものを排熱してあげる必要があります。そのため、冷却設備が要するという構成になっています。

対象設備は左側に書いておりますように、全体を監視制御する設備、あと電気関係で、受電と変圧器の設備、C-G-S関連設備として自家発電の設備、熱源関係として冷凍機及びボイラーによる蒸気を発生する装置、空調関係設備として、通常の空調機及びCPUを冷却する、これは水で冷却していますので、その専用の冷却システム。あと給排水関連設備として、全体を冷やすときに使う工業用水を一日1,000トンから1,500トン使っています。その辺の設備の管理をしています。その他設備もあって、その中に研究者が研究するスペースとして、共用部の施設があります。

主な業務として見ると、それぞれの設備の運転、操作、監視を24時間365日実施しています。電気設備の計画停電を年に1回行っていますので、その期間だけ停止するというので、それ以外は全て「富岳」を運用し続けているということです。それらの稼働に対して必要な点検業務を日次、毎日、週次で、あと月次、年次という形で点検のサイクル

を変えながら、全体の施設運営を行っています。あとは保守・メンテ作業として、業者を使った作業も含めて、定期的、臨時、緊急というジャンルに分かれた保守作業をやっているというのが全体の概要になります。

次の3ページ目を御覧ください。施設の特徴として大きく3つ項目を挙げております。施設自体は1番として、「富岳」のためだけの施設です。稼働に必要な電力が施設全体の99%、99.5%以上は「富岳」本体と、周辺装置の稼働に使われる電力であります。ということで4つ挙げておりますが、「富岳」本体の最大の消費電力は最大37メガワット、受電の能力の限界は59メガワットです。特徴の2番目として急峻な電力変動、ベンチマーク試験のときに最大15メガワット、通常運用のときでも最大7メガワットの変動があります。これについては最後に参考資料としておつけしていますので、そこを後で御説明します。3点目は、その変動自体は、プログラムの動作によって電力の変動のパターンが違うので、どう動くか分からないというのがあります。4番目は、当然その膨大な電力を供給するという問題、あとそれに対する発熱を冷却する必要があるという、供給と冷却を同時に行う必要があるということです。

2番目として、ここR-C-C-Sは第一種エネルギー指定工場です。コジェネの自家発電タービンが2台あるということで、貫流ボイラーの設備で1時間当たり蒸気を2.5トン発生する能力を4台、あと受電設備としては、7万ボルト等で29.5MVAが2機有しております。ということで、必要な資格要件を右側に書いておりますけれども、我々のこのセンターの施設運営に対して、資格としては、まずエネルギー管理士の下でエネルギー管理員が動きます。あと、ボイラー・タービン主任技術者の下でコジェネ、C-G-Sの自家発電を運用しています。あと、ボイラー関連を含めて一級及び二級、特級の方もいらっしゃいますけれども、そういうボイラー技士の資格を持った方が運用しています。

受電設備、特別高圧ということで、第二種電気主任技術者の資格が必要であるということで、3点目で書いておりますのが冷却システム、冷凍機の種類、容量が大きいことと、多種多様な冷凍機がここに構成要素としてありますので、第二種、第三種の冷凍機責任者の資格を持った方が運用している。あと、CPUの冷却用設備は特注で独自設備ですので、ここの設備を理解して運用するというのが必要になっています。

こういった特徴を持った施設の運用を行うということで、今回の施設管理業務を我々は実際に契約して、体制を整えていくことをやっていきたいということでございます。

16ページと17ページにどれだけ変動するのかという電力の変動の様子を書かせてい

ただいでいて、16ページは最大の電力を使うときの変動の様子を書いています。特徴としては、16ページ、これは去年の9月に行ったベンチマークですけれども、最大電力で基本的には40メガワット、4万キロワットの電力を使っていて、そのうち「富岳」本体だけで、8割、9割の電力を使っているということです。

次の17ページが通常運用、これは今年5月に発生した電力の変動の様子を書いていますけれども、いきなり7メガから8メガワットの変動が起こって、それが収まるというような変動に対しても対応するというオペレーションを施設管理業務の中でやっていますが、これが行われた時間が今回、このケースでは21時ということで、深夜を含めてこういう電力の変動に対応する運用をやっているというのが、今回の業務の電力的な観点から見た御説明になります。

ということで、施設管理業務としては特殊な業務であると認識していて、必要な能力のある方々に、この設備をメンテ・運用していただくということをやっていただきたいというのが契約の内容になります。

私から業務についての御説明は以上になります。

○関戸部長 では、資料A-2の実施要項につきまして、神戸事業所研究支援部、関戸から御説明いたします。よろしくお願いいたします。

資料A-2を御覧いただければと思います。業務の内容につきましては塚本から説明があったとおりでして、弊所で開発している大規模計算機「富岳」の監視設備とか電気設備、それから自家発電、熱源、空調関係、給排設備などの監視・運転等を委託する業務内容になっております。本件はずっと1者応札が続いたということで、令和3年度に事業選定されまして、今回、小委員会に諮るという運びになりました。一般競争、1者応札を避けるために参入障壁を下げる工夫を仕様書等ではしております、実施要項の黄色マーカーをつけている部分が主な改善点となります。そちらを中心に説明したいと思います。

まず、資料の1/82ページ目ですけれども、仕様書の抜粋を書いているのでけれども、確保されるべきサービスの質を設定しております、そちらもこれまで指標として文章だけの記載になっておりましたが、できるだけ定量的にすることで参入障壁を下げるという工夫をしております。事故等の発生については年間0件ということで書かせていただいているとともに、障害発生時の担当者への連絡の時間、確認された後10分以内に報告することとか、重要施設の運転停止については20分以内に復旧すること。それから、停電時の常用電気での重要施設の運転切替えを30分以内に完了することというふうに数値

を明記することで、より分かりやすくしております。

続きまして、飛んでいただいて3ページ目、入札参加資格ですが、(8)で国の競争参加資格を記載しているのですけれども、これまで参加資格Aに限定していたのですが、今回からA、B、資料中「及びC」となっておりますが、「または」の間違いでございます。今回、A、BまたはCということで幅を広げております。

それから、競争入札のスケジュールですけれども、前回より1か月ほど早く入札説明会等を実施することにしておりまして、前回、入札不参加者からのアンケートで、業務の引継ぎに時間が短いというような結果がございましたので、それを踏まえて、2か月ほど引継ぎ期間を設けられるようにスケジュールを前倒しして設定しております。

少し飛んでいただいて、5/82ページ目ですけれども、追加で適切な情報開示ということで、従来の実施方法等の情報について入札説明会で開示することとしております。こちらは実績として、要した経費とか人員等を示すことによって、参入障壁を下げるという工夫になっております。

あとは、少し飛びますけれども資料の別添1を御覧ください。入札に当たっての仕様書ですけれども、16/82ページ目に書いてありますが、追加で発生する費用について、どういった費用負担を弊所がするかということで、幾つか仕様書中に明記しております。まず1つ目が、本来、電気主任責任者やボイラー・タービン主任技術者はR-CCS、計算科学センターの職員から選任する予定ですが、これが所内から選任できない場合、請負業者から選定することとし、その分の費用は別途精算すると記載しております。

そのほか仕様書中、少し飛びますが19ページ目、応急措置、危険防止措置に係る費用は協議して負担を決めるということを記載し、20ページ目に追加で払う費用について掲載しております。

21ページ目にも害虫駆除等の費用について別途精算するというふうに、追加でかかる費用について負担や、協議するといった記載を追加しております。

それから、そのほかの工夫としましては、また資料が飛びますけれども、別添2に一般競争入札の総合評価の評価項目と改定の資料をつけているのですが、前回ですと、第一種エネルギー指定工場の施設管理業務の実績実績があることという項目と、コジェネの設備を持つところの管理業務の実績があること、という項目を加点項目として設けていたのですけれども、今回から項目として外しております。そのほかは一般的な入札の評価項目として、男女共同参画への配慮の項目を追加する等、評価項目の見直しを行いました。以上

が実施に当たって弊所が工夫した点となります。

以上で主立ったところの説明が終わりましたので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施要項（案）の説明について、御質問、御意見のある委員の方、御発言をお願いいたします。

○辻副主査 御説明どうもありがとうございました。

何点かあるのですが、資料A-2の5/82でございます。先ほど詳細な情報は入札説明会で情報の開示を行うと伺ったのですけれども、これはなるべくもう少し事前に書面で説明することというのは難しいのでしょうか。

○塚本副部門長 それはできます。ただ、どのタイミングでするか思いつかないのですが……。

○関戸部長 入札説明会と同じタイミングで資料提供できるように掲載したいと思います。

○辻副主査 分かりました。お願いいたします。次ですけれども、16/82でございます。この辺り私は知識がないのでお伺いするのですが、先ほどおっしゃっていたボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者をR-C-C-Sから選任できない場合は、契約後に受託者から選任と伺った記憶があるのですけれども、このお求めになっている技術者の資格というのは、民間の中では特に珍しい資格ではなくて、皆さん広く持っていらっしゃる、この条件はそんなに負担にならないという理解でよろしいでしょうか。

○関戸部長 はい。こういった設備の管理をしている会社であれば、通常、必要な資格と理解しております。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。次ですけれども、19/82でございます。下のほう、7-4.1でございます。この「応急措置、危険防止措置にかかる費用は協議による」と書いてあって、多分、この部分も若干心配されるのかと懸念しているのですが、ちなみに応急処置、危険防止措置というのは、どれぐらいのコストがかかるものを想定されているのでしょうか。

○松下上級テクニカルスタッフ 計算科学の松下です。頻度はほとんどありません。少し実例で申し上げますと、弊所のアウトターガラスといいまして、外側にガラスの外壁があるのですけれども、これが一部破損したときに、通行を止めるために、コーンでバリカーを作製しました。この作業に当たるのに、例えば宿直明けの方で対応していただくのか、そ

れとも日勤者で対応していただくのか、その辺りの緊急度をこちらが判断しましてお願いするというぐらいの程度でございます。ですから、すごく大きな災害かどうかというようなことはございませんので、危険防止措置というのは、上から落下物があるのに対して、その付近を通行しないようにガードするとかいうような簡易なものでございます。ただ、それをどなたが対応するか。緊急度によって、宿直明けの方に残業していただくという判断を我々がするのか、いや、そんなに通るところではないので、日勤者で対応するかというようなことを協議するとお考えいただければ結構かと思えます。

○辻副主査 分かりました。つまり今おっしゃっているのは軽微な内容、冷却設備とか発電設備とかそういうものではなくて、まさに今おっしゃったような外壁とかそのようなものに限定されるのであれば、もし可能であれば、もう少しその辺りを詳しくお書きいただければよいかと思いました。

それから、資料A-4でございます。こちらを拝見すると業務責任者の資格・実務経験として、実務経験15年以上というかなり長い期間が指定されております。かなりベテランが要求されているのかと思うのですが、この15年間という数字と、先ほどポンチ絵で説明いただいた膨大な熱負荷変動、それから冷凍機の追従制御とございます。この辺りの今回の業務委託の目玉になるようなクオリティーの部分、このクオリティーと15年間というのは、もし可能であれば、もう少し詳細にどのような相関関係があるのか教えていただけますか。

○松下上級テクニカルスタッフ まず15年といたしましたけれども、仕様書の中には15年程度としてございます。これは入札説明会等で15年ぐらいの実務経験、キャリアがあるという実績が、応札業者からお申出があれば、15年でなくても、12年とか13年であっても、その分については応札会社で大丈夫ということをおっしゃっていただければ、その分は緩和しようと考えております。15年といたしますのは、電気主任技術者に代わるぐらいの能力、第二種電気主任技術者の能力に匹敵するぐらいの方といたしますと、15年ぐらいの現場経験がなければ少し難しいかと考えております。また、副業務責任者につきましても15年としておりますが、これはボイラーの運転につきまして、それぐらいのキャリア、15年ぐらいのキャリアをお持ちでないと、部下の方の指導ができない。また、業務に対して責任を持っていただけないというように判断しております。能力の目安という形で今は考えておまして、ただ15年という縛りではございません。応札会社から、12年だけれども15年ぐらいの能力はあるというように宣言していただければ

ば、その15年を緩和するというように考えてございます。お答えになっておりますでしょうか。

○辻副主査 分かりました。15年の実務経験によって、個々人が得られるであろう能力がいろいろあるのだと思います。A B C D、いろいろ能力があるのだと思います。A B C Dいろいろな能力があれば15年と評価できるメニューがあると思うので、例えば8年間しか実務経験がないけれども、これらの能力を全部持っていると言えれば15年間分の経験者と認定していただけるようですので、もし可能であれば、よりもう少し具体的に、15年間という数字のみならず、細かくこういう能力が必要ですよということを明確化することができればよいのかと思いました。

○松下上級テクニカルスタッフ ありがとうございます。

○小松専門委員 さきほどの資格の問題ですけれども、まず現状、この資格者はどのような状況になっているのですか。今やっておられるところで準備されているのか、それとも機構で準備されているのか。どちらでしょうか。

○塚本副部門長 まずエネルギー管理員については、両方で持っております。ボイラー・タービン主任技術者と電気主任技術者に関しては理研、我々が持っていますけれども、今、近鉄も副責任者としてボイラー・タービン主任技術者の資格を持たれて、あと電気主任技術者のほうは、第二種ではなくて第三種の資格を持たれている方がいらっしゃるという状況で、補う形で資格は持たれていらっしゃいます。ボイラーの資格に関して近鉄は全員持たれていて、こちらの中にもそれを指導できる方がいらっしゃるという体制になっております。

○小松専門委員 それで調べたのですが、ボイラー・タービン主任技術者というのは、結構ハードルが高いというか、試験で資格が取れるものではないみたいなのです。これは実務経験を何年かして、申請して認められれば資格が取れるというものなので、そういう発電設備のある職場で経験を積まない限り資格が取れないという、かなり特殊な資格のように見えるのです。だとすると、一般の管理会社ではまずこれを持っている人はいないだろうという気はします。近鉄という会社は電鉄会社ですから、多分、自前の発電設備をお持ちなので、そういう資格を取るというチャンスがあるだろうと想像はしているのですけれども、それ以外の一般的な管理の中で、ボイラー・タービン主任技術者が必要になるケースはまずないだろうと思うのです。とすると、この人を確保するために苦勞せざるを得ないわけで、そうすると結局、応札できる場所は非常に限られるという気がしています。

それともう一つ、さきほどから御説明いただいているように、非常に大きな電力を使うというところで、それも変動が非常に激しいという、ほかではまず見られないような施設なのです。これはかなり特殊な業務にならざるを得ないだろうと見ていまして、そうすると応札できるところはかなり限定されるという気がします。ですから、主要な業務に関しては機構で責任を持たない限り、それを民間に委託してできるかというところが疑問なのです。その辺もう少し一般的な仕事にブレイクダウンするというか、特殊な部分は別に引き受けて、そうでないところを民間に出すというような工夫をしない限り、このままでは応札するところは、もう現状は今やっているところぐらいしか考えられないのではないかと思うのですけれども、その辺の特殊性に対して、計算センターとしては、研究所としてはどういうふうに対応されようとしているのか、お考えがあればお聞かせください。

○塚本副部門長 まずBT主任に関しては、御認識のとおり、持っていらっしゃる方が少ないというか、そういう会社は非常に少ないと思います。こちらに書かせていただいている仕様書では、できれば仕様書の中に含めたいと考えている項目ではありますけれども、別の契約にするという形でこの契約から外すことは可能だと考えています。あと電気主任技術者に関しては、持たれている方が結構いらっしゃるので、そちらについては特に心配はしていないというのが、まず1つ目の懸念事項に対する回答でございます。

あと、この施設の特殊性に鑑みて工夫はないのかという御指摘に関しては、基本的に提携のパターン、こういうときは起こったら何をするという手順書は全部用意していて、コジェネレーションの自家発電の操作に関しても訓練と教育の機会を設けていて、そこでやっていただくことという話を一応限定した形で手順書を用意していて、そこから逸脱するような場合には、我々、施設の担当員に必ず問合せをかける。24時間365日そういう体制を取っておりますので、特殊性に対しての対応としては、手順書を用意して、それ以外の項目で何か出たら我々が判断する、指示をかけるというのを基本にしております。

あと、それをどこまで簡略化できるかというか、ほかの会社がどこでもできるような形、どこまで下げられるかということに関してはある程度限界があると思っております、その折衷案で今、我々がやっている施設管理として手順書を用意して、それと教育の機会をつくって、それ以外の項目に関しての特殊性、特別な場合は我々が指示をかけるというのを前提としておりますので、そこについては入札の説明会でも説明させていただきたいと思っている部分でございます。あと手順書は、見たいといらっしゃる方に関してはお見せするようにしておりますので、一応そういう形で対応については考えております。

○小松専門委員 ありがとうございます。手順書を用意されるとかそういうことはむしろ積極的に知らせて、応募する側が何か余計なことを考えなくて済むようにされたほうがいいと思います。それと資格の問題ですけれども、資料A-2の16ページ、マーカーしてあるところで、「契約後に選任できること」と書かれています。ということは、そういう人材を確保しておかなければいけないことになるので、恐らくそれができないと応札はできないというふうに業者は受け取ると思うのです。それが障壁になっている可能性が私はあると思うので、もしどうしてもBT主任が確保できない場合はどうするかという、別契約とかおっしゃっていますけれども、それは後の話で、応札する際にこういう人物を用意しなければいけないと判断してしまうと、もうそこで止まってしまうことになりますので、その辺をもう少し分かりやすくというか、相手にしっかりと意図が伝わるように書かれたほうがいいと思います。

今のことに関して、この「契約後に選任できること」というのは残すのですか。

○塚本副部門長 これについては外したいと思います。

○小松専門委員 おそらく、ほかの資格は一般的な資格なので、持っている人がいるほうが当たり前というぐらいのものだと思うので、それはよろしいかと思うのです。

○塚本副部門長 「ボイラー・タービン主任技術者」の資格と書いてあるところを、ボイラー・タービン主任技術者についてはこの記述から削除いたします。

○小松専門委員 よろしく願います。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、事務局から何か確認すべき事項があればお願いします。

○事務局 では、いただいた御意見のうち、仕様書を実施要項（案）の修正に係るものについて確認させていただきます。

辻委員からの御意見で、実施状況の開示の詳細な情報は説明会で開示を行うのですが、事前に書面で説明することは難しいでしょうかというところで、回答として、入札説明会のタイミングで資料を提供できるように掲載したいということですが、これは実施要項仕様書の中に盛り込むのではなく、別添で入札説明会に来た方にだけ提供するものを用意するということが間違いないでしょうか。

○関戸部長 ホームページに掲載しようと思います。説明会に来た方ではなくて、説明会用の資料の中に公開できる内容を開示したいと思います。

○事務局 分かりました。では、実施要項（案）で開示されている以上のものを開示いただけるということになりますか。78/82ページから81ページに実施状況の開示というのがあるのですが、それよりももう少し詳細な内容の開示が可能であるということでしょうか。

ホームページに掲載できる情報を改めて、もう少し詳細な情報を掲載していただくという回答をいただいたのですが、実施要項（案）の78/82ページから81/82ページに「従来の実施状況に関する情報の開示」に記載されている以上に詳細な情報をさらに公表できることをおっしゃっていたという理解でよろしいでしょうか。

○関戸部長 別添3のことですよね。別添3に書いてある範囲で説明会資料の中に一式掲載しようと思っています。

○事務局 分かりました。これ以上の情報の開示はされないということですが、恐らく辻委員がおっしゃっていることは、これよりも詳細な情報をもう少し書面で説明することは難しいでしょうかと言われていたかと思うのですが、これ以上に詳細な情報の開示はできないということでしょうか。

○関戸部長 そうですね。現状、これ以上詳細なというのがどういった情報が当たるかが少しにわかに判断できていないところがあるのですけれども、これでは不十分という御意見でしょうか。

○辻副主査 もし可能であったらの趣旨でございますので、ただ先ほど、膨大な熱負荷変動、それから冷凍機の追従制御となかなか特殊な点があることを御示唆なさっていらっしゃいますので、恐らく全く知らない方からすると、強調されているクオリティーを達成するためにはどの部分に気をつけねばならないのか、ならないのかという部分は関心を持つかと思っておりますので、その辺りお求めになるクオリティーを達成するために重点になさっていること、ポイントと思われる点を、もし可能であればもう少し書いていただければと思った次第でございます。

○塚本副部門長 今おっしゃられたことに対応するために、別添3で今御提示している内容のほかに、業務概要として、施設の特異性を説明する資料を説明会用のホームページに掲載するという中につけるということで考えたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○辻副主査 この受託する候補となる方々は別添3を見れば、このようにすれば追従制御ができるようになるのだと分かるレベルのものでございましょうか。

○塚本副部門長 まずどのような施設であるか、どういう運用をしなければいけないかというのを説明する概要資料、今日御説明した業務概要プラスアルファを用意する形で、あとは御質問に対応できるようにするというところで考えたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○辻副主査 分かりました。お願いいたします。

○事務局 では、それは実施要項（案）と仕様書の一環ではなくて、説明会までに別添を準備するというところでお願いいたします。

○関戸部長 承知しました。

○事務局 あとボイラー・タービンの技術者の選任についてですが、選任という記述は全て削除していただくということ、もしボイラー・タービン自体を理研から選任できなかった場合は、別の契約にするという形に変えていただくということによろしいでしょうか。

○小松専門委員 今の話は別契約とかいう話でなくて、そもそもボイラー・タービンの管理技術者は業者に対しては求めないということにさせていただかないと、何らかの形でそういう人員を確保しろというふうに書いてしまうと、そこでまず引っかかると思います。ですから、一切関係ないですと。基本的には計算センターで用意されるということによって、どうしても駄目な場合はセンターで別途考えていただくということで、それを業者に負わせることではないということをはっきりさせていただかないと、何らかの形でとにかくボイラー・タービンの技術者を確保しろと書かれていると、恐らくそこで止まると思いますので、そういうことを申し上げたかったのです。ですから、一切それは書かないということによってさせていただかないと、引っかかると思います。

○関戸部長 資料の16/82ページ目の5ポツ、4)の記載から、「及びボイラー・タービン主任技術者が」という部分を削除させていただくということによろしいでしょうか。

○小松専門委員 おそらくそれで大丈夫だと思います。別途契約とかいろいろおっしゃっていたのですけれども、それはこの事業とは関係なしに、もし今おられる方が退職されて後任が見つからないという場合は、もうそれは業者に何とかしろと言うのではなくて、センターでとにかく考えていただくということにしておいていただければよろしいかと思います。その際に相談されるのはもちろん構わないのですが、それを義務化するというのが少しでもあると、まずそこで止まるだろうと思います。

○関戸部長 承知しました。

○事務局 では、16/82ページの5ポツ、4)を全て削除するというところでお願いい

たします。

○小松専門委員 全てではなくて、「ボイラー・タービン主任技術者」ですか、その文言だけ取っていただければということです。

○事務局 失礼いたしました。「電気主任技術者」が入っているので、「ボイラー・タービン主任技術者」というところを削除していただくということで、お願いいたします。

あと、辻委員からの御指摘で、応急措置、危険防止措置の費用協議によるということですが、どのような業務においてどういう対応が必要になるのかについて、もう少し詳細な記載をお願いします。

○関戸部長 例示を記載するようにいたします。

○事務局 よろしく申し上げます。次に、業務責任者の資格・実務経験として実務経験15年程度を求めている点ですが、これも説明会で、実績があるということを証明していただければ実務経験12年、13年でも応札はできることを、説明会でお話ししますということですが、これを実施要項、仕様書の中に明示していただくことは可能でしょうか。特に何か例を用いて、これぐらいの能力があれば15年満たなくても大丈夫ですというような能力の条件などを明示していただくことはできませんでしょうか。

○関戸部長 例示した上で、「または15年程度の経験がある者」と記載させていただければより幅広くなるのかと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 分かりました。

○小松専門委員 今までそういうことはあまり言っていないと思うのです。それは逆に言えば業者の内部の話で、さっき部下の指導ができるとかそういう話をされていたように思うのです。それは受けた側の組織の問題であって、発注者側としては、しっかりと仕事してくださいというだけの話であって、そのために必要な資格とかは求めるのですが、経験年数そのものが必要である場合はもちろんあるのですけれども、その場合はその理由がきちっと説明できないといけないのですが、発注者側にとって必要だからそういう要求をするのであって、十分に話を伺っていないですけれども、部下の指導云々という話は向こうの話でしょうということなので、もしそれを要件とされているのだったら、それは外してもいいのではないかという気がします。

○関戸部長 部下の仕事よりは、資格とか業務遂行能力を見たいということで経験年数という形で記載させていただいております。

○小松専門委員 そうすると5年がいいのか、10年がいいのか、15年がいいのかとい

う話になるのですけれども、15年というのは結構長いです。かなりベテランになるという感じがするので、通常は職務経験があれば、新人でなければいいというぐらいであれば5年ぐらい、もう少しと言うのだったら10年ぐらいという。最初に5年から10年とされていたと思うのですけれども、その程度でいいのではないかと思うのです。それを15年に延ばすというのは、逆に言うと参入障壁をつくっているようなもので、できる限りそれは低くされたほうが良いと思います。もしそれを求められるのであれば、ですけれども。

○松下上級テクニカルスタッフ 15年の件で長いというお話でしたので、まず資格要件というのでしょうか、15年の年数ではなくて、こういう実務経験なり、こういう仕事をやったことがあるというのを具体的に書かせていただくほうがよろしいでしょうか。

○小松専門委員 そのほうが良いと思います。

○松下上級テクニカルスタッフ 例えば業務責任者につきましては、電気関係の資格というように考えておまして、特別高圧、それとCGSが6,000ボルトで系統連携している電気設備の点検、この点検を実際にやったこと、もしくは電気主任技術者の下で補助したことがあるということが要件になってまいります。このときに7万ボルトの受電というのは数が限られているかと思って、年数の表記にさせていただきました。ただ、小松先生がおっしゃられているように、15年は長いということでございましたら、そのような点検の実務経験があるというように置き換えさせていただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

○小松専門委員 それで良いと思います。恐らく、7万というのはあまりないと思うのです。私もあまり電気のことはよく分からないのですけれども、例えばその半分の3万ボルトぐらいの経験とか、あるいは1万ボルト以上とか、私はその辺は全然分からないのですが、もう少しレベルを下げた経験を要求するということはあるだと思います。よく一般にあるような高圧の受電設備の点検をしたことがあるということであれば、経験者が多いと思うので障壁にはならないと思うのですけれども、専門家でないでその辺は分からないのですが、7万でなくても、もう少し低いところで経験している人というような条件はありだと思います。

○松下上級テクニカルスタッフ 7万といたしますのは、当施設が7万ボルトで受電しておりますのでそのように申しましたけれども、まず特別高圧で受電しているという形でお考えさせていただきたいと思います。特別高圧と高圧設備というのは受電方式が全然異なっておりますので、少なくとも特別高圧の御経験がないと、この施設では責任者を務めていただく

ことは、私、電気主任技術者としては認められないと考えております。

○小松専門委員 それで結構だと思います。特高の経験があるということにしてそれはもちろん構わないと思いますけれども、要は必要最小限の条件に絞るということです。安全を見て何かしようというふうにやるとどんどんハードルが高くなりますので、必要最小限ということでお考えいただいたほうが良いと思います。

○関戸部長 承知しました。

○事務局 では、先ほどの件ですが、少なくとも特別高圧での受電経験といったような、必要最小限の条件を絞れるような形で要件の検討をお願いいたします。

○関戸部長 承知しました。

○事務局 よろしいでしょうか。

それでは、古笛主査、取りまとめをお願いいたします。

○古笛主査 何点か実施要項の修正がありましたが、再審議までは必要ないと思うので、実際に実施要項の修正をしていただいた上、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるという方向でよろしいでしょうか。

(承諾)

では、そういう形で手続を進めていただきたいと思います。今回の実施要項にさらに疑義などございました場合には、事務局から各委員にお知らせして、適宜意見交換をさせていただきたいと思いますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

(国立研究開発法人理化学研究所 退室)

(総務省 入室)

○事務局 続きまして、平和祈念展示資料館運営管理業務の実施要項(案)について、総務省大臣官房総務課管理室、加藤室長から御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○加藤室長 こんにちは。総務省大臣官房管理室の加藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

早速ですが、事前に資料をお送りしておりますので、それを御覧いただきながら、まずは最初に平和祈念展示資料館の概要について説明させていただきまして、その次に当方で検討した民間競争入札実施要項(案)のポイントを説明させていただければと存じます。よろしくお願いたします。

そうしましたら、資料B-3「平和祈念展示資料館の運営管理業務について」という横

一枚の紙があろうかと思いますが、そちらを御覧いただけますか。

まず、資料館の概要について説明させていただきます。当館はさきの大戦における恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の労苦に関する貴重な資料を後の世代に確実に引き継いで、関係者の労苦について国民の理解を深める機会を提供するために、平和祈念展示資料館の運営とか地方展等の館外活動を実施しておりまして、機能面から見ると、博物館としての機能を果たしていると考えております。

さきの大戦では、委員の方々も御存じのことと思いますけれども、若い方も含めて大変多くの方が兵士として戦地に赴かれて、大変苛酷な体験をされました。また、軍人の方だけではなくて、民間人の方も含めて、実に600万人以上の方が海外、当時の表現を使えば外地といいますけれども、外地にいらっしゃいましたが、敗戦に伴いまして国内、内地へと帰還されました。軍人の方は復員、民間人の方は引揚げと呼んでおりますけれども、それがいかに苦難に満ちた悲惨なものであったか、あるいは帰還後も大変困難に直面されたかという点につきましては、現在、ロシアのウクライナ侵攻に関する情報が、映像なども含めてリアルタイムに近い形で流れており、委員の方々も御覧になっておられると思いますので、お察しいただけるのではないかと思います。

さらには外地にいらっしゃった方の1割弱、60万人弱の方が旧ソ連によって抑留されまして、終戦後もシベリアで強制労働をさせられました。終戦したにもかかわらず、長く帰還がかなわなかったばかりか、故郷の土を踏むことなく現地で命を落とされた方も多くいらっしゃいました。本当に言葉がないということでございます。当館はこういった方々の労苦をこれからの世代、未来へと継承していく使命を担っておりまして、関係者の御協力を得ながら運営してきたところでございますけれども、当館設立以来、既に20年以上が経過し、戦後という意味で見ますと75年以上が経過いたしまして、関係者の方がもう大変少なくなっているという中で、当館が空洞化してしまって、単に展示しているだけの、いわば死んでしまった展示資料館といったものになることがないように、いかにして効率的な管理運営を図りつつ、質の向上・維持を確保していくか、これが私どもの課題であると考えているところでございます。

今後も当館の質を維持・向上させて、いわば生きた展示資料館として、国民の皆様により良質かつ低廉な公共サービスを提供していくためには、委託先となる民間事業者には次の2点が不可欠と考えているところでございます。1点目は、当館が保有する資料などの真の価値をちゃんと理解することができる専門的な人材を確保して、さらには育成してい

ただくこと。2点目は、そういった人材を生かして、展示はもちろんのこと、国民の皆様には様々なアプローチをプロモーションしていく、そういうマネジメントをしていただくこと。この2点が不可欠と考えております。

昨今のコロナ禍の中で来館者数は著しく減少しておりまして、ほかの博物館とかこれに類似する施設同様、当館も大変苦しい状況に置かれ、現在も苦しい状況にあります。しかしながら、そういった中でも、例えば、資料館のスタッフが学校でオンライン授業を行って、先生と生徒さんが一緒になって考えていただく場を提供したところ、これが今、お問合せを大変たくさんいただいております、GIGAスクールの取組事例として学会誌で紹介されたりもしております。また、大変著名な作家でいらっしゃる辺見じゅんさんが執筆されましたシベリア抑留を題材とした『ラーグリから来た遺書』という本がありますけれども、これの実写化の映画制作に舞鶴引揚記念館とともに協力させていただいております。本年の12月に公開と聞いております。こういった形で、コロナ禍の中にもありまして、展示以外へのアプローチに取り組みまして、質の向上に努めているところでございます。

このほか、地方にもさきの大戦に関する展示資料館は多数ございますけれども、その多くがマンパワーだけではなくて、専門的な人材の確保に苦勞していると聞いております。国の展示資料館として著名な昭和館、しょうけい館とも連携しつつ、そういった資料館に専門的な助言、サポートをしておるところでございまして、これからもこういったことをしていく必要があると考えています。また、シンポジウムなどを通じて学会などからも評価される資料館を目指すことで、より広く国民の皆様を知っていただきたいと考えております。

こういったことは、先ほど申し上げました専門的な人材をきちっと確保し育成するということと、そういった人材を生かしたマネジメントという、いわば博物館なりそれに類する施設としての基礎、実力があって初めて実現できるものだ我々としては考えているところでございます。

こういった点を踏まえまして、今回検討した実施要項におきましては、1点目として、総合評価落札方式を採用いたしまして、低廉かつ質の高いサービスを提供できる民間事業者を選定できるようにしたところでございます。2点目として、契約期間を複数年、具体的には5年とすることで、委託先が低廉かつ質の高いサービスを実現するのに必要な期間をきちんと確保して、できるだけ多くの民間事業者の方に参入していただくようにしたいと考えているところでございます。今申し上げた2点といいますのは、地方自治体で導入

されている指定管理者制度による博物館などの施設の管理・運営においても、網羅的に承知しているわけではないですけれども、同様な考え方で取り組まれているのではないかと思っています。

以上が当館の概要と、私どもで検討させていただきました実施要項を検討するに当たって、特にこの点が重要ではないかと考えたポイントになります。

続きまして、資料B-4「契約状況等の推移」という横一枚の資料を御覧いただけますか。この資料に沿いまして、過去の契約状況の推移と、それから競争性改善のための取組について、どういった形で今回の実施要項を検討したかということの説明させていただきます。説明は担当補佐の齋藤からさせていただきます。よろしく申し上げます。

○齋藤参事官補佐 総務省大臣官房総務課管理室の齋藤と申します。よろしく申し上げます。

それでは、今回、市場化テストを実施するに当たって、従来からの変更点等を説明いたします。まず、今、開いていただいております資料B-4の「契約状況等の推移」を御覧いただければと思います。こちらの契約状況等及び競争性改善のための取組状況につきまして、簡単に説明させていただきます。

先ほどの加藤の説明とも一部重複いたしますが、契約期間については、令和5年4月から令和10年3月の5か年です。従来の単年度契約から、5か年の複数年度契約を行うものでございます。5年というのは、指定管理者制度がございます地方の博物館などは指定期間5年が多いということは承知してございます。

契約方式につきましては、今回の市場化テストの前に、そもそも平和祈念展示資料館の民間委託を開始したのが、独立行政法人平和祈念事業特別基金の解散に伴いまして、平成22年10月に民間委託により開始しております。最初の1期目は3年半ですけれども、その後3年をタームといたしまして、令和4年度は第4期目最終年度でございます。その次の第5期に当たる期間が市場化テストの第1期ということで、従来の単年度から複数年度の5年度に変更するものでございます。契約方式は、3年をタームのときには企画競争を初年度に行いまして、その後、令和3年度、4年度は公募による随意契約を行っております。これは公募を行う前に応札可能性のある者に対して事前にヒアリングを行い、本当に単年度の公募では応札できないのかというのを確認した上で公募を行っております。

今回は公サ法による民間競争入札、総合評価落札方式ということで、今、価格と技術点の1対1を想定して考えておりますけれども、こちらを新たに導入したいと考えておりま

す。競争性改善のための取組状況につきましては、入札公告期間は一般競争入札のため標準より大幅に長く、50日間以上を確保します。これは要項上の連番の16/113ページ、第4章のスケジュールにもございますが、大幅に長く確保した上で、準備引継ぎ期間として落札者決定後の2月1日からの2か月を確保しています。従前は標準程度の公募期間、及び企画競争の際は標準程度より大幅に長く44日間を確保しております。

続きまして、業務責任者の資格・実務経験です。要項の61ページ、仕様書の箇所ですが、こちらは従来、博物館業務と限定していたのですが、必ずしも博物館のみにこだわる必要はなく最低限の要求水準を求めるということで、博物館または類似の施設と条件を緩和して設定してございます。

こちらは9ページにも要項で該当の記述が出ておりますけれども、ブレイクダウンした仕様書のほうで条件の緩和を基に、類似の施設も含めるものとみなして考えてございます。仕様書につきましては仕様内容の一部を明確化、及び関連書類との整合性を確保してございます。要項の開示状況につきましては、4ページの第1章、主要業務で明記しておりますが、過去3年間の事業の実施報告書が閲覧可能としております。なお、別紙1、要項の28ページですけれども、従来の実施状況に関する情報では、そのほかに経費、人員、企画展示、イベント等の実績等を館内・館外を含めお示ししております。

企画提案書・評価基準につきましては、総合評価落札方式導入に伴いまして、評価基準を必須項目と加点項目に分離して設定してございます。こちらは要項の19ページ及び別紙4、別紙5で同様に、要項の98ページ、102ページに関連の記載がございます。

民間の参入促進につきましては、今回、要項を御承認いただいた後でございますけれども、パブリックコメントを実施し、また、入札参加が期待される者へのアプローチを行ってまいりたいと思います。その他説明会の開催、これは入札の実施に際し入札説明会を実施して入札説明書の説明を行うこと及び資料館の現地での説明会も行いたいと考えております。

次に、従来事業から具体的に何がどう変更されて、事業に関してどのように変わるかでございます。大きくは4点ございます。1点目は、要員の確保についてでございます。御存じのように資料館の運営に際しましては、専門性の高いスキルを持った学芸員をはじめ、十数名の要員が必要でございます。契約期間が5年になるに伴い、これまで単年度ごとに、ある意味不安定な雇用契約を結んでいたものを5年間という期間で、安定的な雇用の確保、安定配置することが可能となります。新規に要員を募集する際にも有利に働くこととなる

うかと思えます。また単年度では、極端な話ですけれども、せっかく受注したとしても、他館からの職員による人材の引き抜きなどで次の雇用契約がおぼつかなくなる可能性もございませう。

2点目は、具体性のある中長期計画の立案でございます。例えば他館との地方巡回展などの交流事業につきましては、1年以上前から費用分担を含む調整を開始する必要がございますので、2年目以降の巡回展などは、当該業者が企画立案の段階から開催まで責任を持って実施することが可能となり、業者の創意工夫を盛り込んだ事業を的確に行うことができるようになるかと思えます。また、2年目以降は年度当初の企画展の開催を含めまして、年間を通した案内、企画展の開催に係る具体性の高い中長期計画の策定が可能となります。それら業務の継続性確保の面からも、大変改善されるものと考えております。

3点目は業務のノウハウの蓄積、またそれを次の企画への反映、フィードバックでございます。1点目、2点目にも関係する話でございますが、単年度では前年度以降の事業へのフィードバックが困難でございますので、5年間であれば、長期間安定雇用される優秀な学芸員により、業務の中で蓄積されるノウハウが早い段階で次の展示等の企画立案にフィードバックされまして、質の向上が図られることとなります。また、年度をまたいで企画展の開催に際しましても、事前準備も含め柔軟に対応可能となります。

4点目は、関係施設等との信頼関係の醸成及び人的ネットワークの維持・継続でございます。資料館では、歴史的所蔵資料の収集・交換、説明を含めた中心業務でございます館内企画展等の館内行事や、広く国民の理解を深めていただくために、東京、首都圏だけではなく、地方所在の関連施設等とも連携した地方巡回展等の各種展示事業の企画立案・運営等々を総合的に実施する必要がございますが、その際、単年度毎に異なる事業者との調整では相手方との信頼関係を醸成することは困難ございまして、長期に同じカウンターパートで連携することにより、信頼関係の醸成、人的ネットワークの維持・継続が図られ、その結果として関係施設等々、資料館内にはない資料や展示物を交渉して借用する際にもスムーズに各種調整が進み、資料館が意図する質の高い企画展示を行うことが可能となります。

また、4点以外にでも補足いたしますれば、受託事業者にとって単年度交代リスクを回避して、かつ安定した運営体制、収益の確保が図られることになり、参入意欲が促進されることにもなります。さらに言えば、我々、国側、発注者側にとっても、調達事務手続の省力化によるコスト削減にもつながることになるかと思えます。また細かい見直しとい

たしまして、例を挙げるとしますと、受託事業者がより柔軟な要員配置ができるように、資料館運営により一層マンパワーを注力できるように、61ページ、仕様書の運営要員の配置の箇所で、各担当の要員につきまして、従来は14名以上配置とうたっておりましたけれども、「施設運営に必要な人員を配置」というように書きぶりを変更しております。これにより学芸担当の要員をはじめ、必要な要員を手厚く配置することが業者の裁量で可能となりまして、業務全般の質の向上が見込まれることと思います。

これらはそのように改善されて、質の向上も図られ、なおかつコストが削減されると、そういう期待も込めての修正の考えでございます。

簡単でございますけれども、以上で説明を終了させていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施要項（案）の説明について、御質問、御意見がある委員の方は御発言をお願いいたします。

○石村専門委員 資料B-1で、選定の経緯の中の②で、「単年度の契約では学芸員の人材確保が難しいこと」と記載されているのです。そうであればその要件を緩和して、要はより広く人材を準備できるようにしてあげないと、なかなか難しいのではないかと思います。ところが、資料B-2の10/113ページを見ると「学芸員の資格を有する者」、これは資格があれば良いのだらうと思いますが、その次が問題で、「特に近現代史、保存科学のいずれかに精通し、かつ博物館又はこれに準ずる施設での実務経験を有する者」という条件がついているのです。

一般的に考えて、博物館等に勤務している方が5年間の有期雇用、言ってみれば身分が不安定なところにわざわざ転職してくれるかと私は思ったのです。求められている能力としては、博物館又はこれに準ずる施設の運営というのは、それこそ事務局長や総務責任者が負えば良だけの話ではないかと。展示会に来た方に何か質問を受けたときに、それを説明してあげる、解説してあげるという能力を求められているのであれば、博物館やこれに準ずる施設の勤務経験を条件にしないほうが良いのではないかと。そうすることによって、オーバードクターという形で、修士号とか博士号を持っていらっしゃる方が結構いらっしゃるって、希望の職種につけない方が応募してきてくれる。もちろん博物館の常勤雇用を希望されるでしょうけれども、なかなか厳しかったと。でも5年間でも好きな仕事に就けるんだということだったら応募してくる可能性が高いのではないかと私は思ったのです。どうしても「博物館又はこれに準ずる施設の実務経験を有する者」という条件は必要なの

でしょうか。

○齋藤参事官補佐 石村委員の質問に対してお答えいたします。今、石村委員が御覧になっているところは学芸責任者の説明かと思えますけれども、学芸責任者につきましては、事業者の交代等に際して、知識、資格だけの実務経験無しでは問題等が多々ございますので、必要と考えて設定しております。ただし学芸担当の責任者のほかに、運営要員を配置するとうたっておきまして、ここでは学芸員の資格を有する者に限定しておきまして、実務経験までは特段求めておりませんので、それらを統括する学芸員の責任者については、申し訳ございませんけれども、実務経験を有して、いろいろな状況に際しても実務経験を活かしていただくと、それを評価させていただきたいと、そのように考えてございます。

○石村専門委員 今のお答えだと、つまり責任者になる人のみで、結局、人員確保が難しいとしているにもかかわらず、責任者イコール学芸員を担当される方ではないかと一般的には思うので、そうするとその要件を外さないと。人材の安定確保をうたっておきながら、片方では「いえ、それは要件として必要なのです」という話になってくると、そうすると1者だけ応札となる可能性が高いということになりませんか。

○齋藤参事官補佐 これは実施期間を5年間に設定する際、過去の応札関係者にヒアリングしたところ、単年度では確かに人材の確保がなかなか難しいですけれども、5年間にした場合につきましてはかなり改善されると、応募が見込まれるようになるというようなヒアリングの結果が、5者ほどヒアリングしていますけれども、ほとんどの者から御回答をいただいております。ですので、単年度の募集であれば、確かに実務経験も含めた条件では、応募の際にはかなり厳しい状況かとございますが、複数年度の契約期間の実施に際しましては、その辺の障壁は解消されるものと考えてございます。

○石村専門委員 先ほど言ったように、博物館とかの実務経験、施設等に勤務しているということは、一般的には常勤雇用なわけですよ。常勤雇用の方が、勤務体系が5年間で区切られた非常勤の勤務体系に、あえて条件を落として転職してくる可能性が高いかどうかなのです。一般的にはそれは逆ではないですか。つまり、実務経験がない。でも、そこで5年間なりの実務経験を通して、ほかに転職するという考えの人ならば来るかもしれないけれども、博物館での安定した職業、立場を捨てて、あえて非常勤の5年と区切られたような勤務条件で転職してくる人は、かなり限られているというか、もうほぼいないと考えたほうが良いのではないですかということです。それはどう思われますか。

○齋藤参事官補佐 他の施設からの乗換え、転職につきましては、御発言のとおりかなり

厳しいかと存じ上げますけれども、それ以外にも、今現在ほかでの従事がないような、かつ資格及び実務経験がある者を確保した入札の参加については、十分可能性があると考えております。

○石村専門委員 単年度ではなくて5年度にしたから人材確保は大丈夫だろうと考えているということによろしいですか。

○齋藤参事官補佐 事前の5者からのヒアリングに際しては、そのような業者からの回答をいただいております。

○石村専門委員 分かりました。取りあえず入札を見てみないことには分からないので、また5年度になっても人材確保が難しいというのが出てきたら、そこは考えるべきではないかと思うので、その辺りは要検討ということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○加藤室長 どうもありがとうございました。

○辻副主査 御説明どうもありがとうございました。

今の質問に関係するのですが、資料B-2の10/113ページ目でございます。基本的なところからですけれども、ここで言われている「博物館」という文言でございます。この「博物館」という文言は、博物館法という法律がありまして、この法律に基づいて登録された博物館という理解でよろしいでしょうか。

○齋藤参事官補佐 そのとおりでございます。博物館法に基づく登録博物館、博物館相当施設、今回はそれにプラスアルファして、博物館の類似施設も含めた博物館の定義と考えてございます。

○辻副主査 それと、この博物館はかなりハイクオリティーなものが想定されているとお見受けしたのですけれども、ここでは「これに準ずる施設」という文言で広げていらっしゃるのですが、具体的にどこまで広げるおつもりがあるのか。恐らく日本中の地方自治体は博物館法に基づく博物館ではない、例えば資料館といったものもあつたりすると思うのですけれども、どの辺りまでこの「準ずる施設」としてお認めになるおつもりでしょうか。

○齋藤参事官補佐 博物館は確かにその名称自体は、博物館法に適用がなくても、各館は自由に名乗ることが可能でございます。今回、博物館法に定められた博物館と同様の事業を行う施設、つまり博物館法の適用外の施設も含めて、その博物館も類似施設と考えてございます。民間の何とかデジタルミュージアムとか、必ずしも地方自治体が運営するものでない、シェアの相当数、数の高い類似施設も含めて今回は認めようということで、裾野

を広げてございます。

○辻副主査 なるほど。それでは、「博物館又はこれに準ずる施設での実務経験を有する者」という条件は、加点要素としているのか、それとも必須項目で、これが認められなかったら足切りになってしまうという扱いなのか、どちらでしょうか。

○齋藤参事官補佐 お答えいたします。今、総合評価の評価基準も、運営業務の実績及び経費は加点項目として、それぞれ施設の運営の契約実績5点、これにつきましては施設の運営実績のうち展示会等の開催実績、経験豊富かというのを含めて5点、類似施設の運営のうち実物資料の修復、劣化防止作業経験が豊富かについて5点、5か年度の中期的な経費削減……その3点の類似施設の関係で加点項目としてございます。こちらは101ページの評価基準書で考えてございますので、基本的に加点項目としておりますし、必須項目としては求めてございません。

○辻副主査 よく分かりました。ありがとうございました。

○稲生専門委員 御説明ありがとうございました。私の質問は資料B-2の7/113、本文5ページにあります7の広報等業務、それから遡りまして、6番の館外活動業務がありまして、これは一体何をするのかという説明が具体的にあまり書いていないですね。ですから、実施要項を見て応募する方からすると、過去どうだったのかという実績から恐らくアプローチすることになるのだらうと思います。確かに実績に関しましては、例えば35/113に、いろいろな企画展とか、こういうのがありましたというのがあったり、あと具体的な例も、資料の中にいろいろ書いていると思うのです。ところが、正直言って具体的に何をするのかというそもそも論の説明がないのではないかと思うのです。もし仕様書にあるのであればその回答でいいのですけれども、応募する人からすると、何々展が行われました、あるいはマーケティングでこういうのを行いました、利用促進ではこういうのを行いましたというのを実績で見て、一体何をするのかを推測せよというのは、正直言ってあまり親切ではないのかと感じます。

したがって、7/113のどこかに館外企画展業務とは一体どういうものを定義いただいて、具体的に何をしていただくのか。同じように特別企画とは一体どういう規模のものを求めているのかというのを、言ってみれば過去のを一般化するもので結構だと思うのですけれども、イメージ的に具体化したほうが良いのではないかというのが6番の館外活動業務に対する1つの提案でございます。

それから、7番の広報等業務は4項目あって、結局、過去に何をしていたのかというの

がいろいろ後ろに出てくるのですけれども、（１）広報・普及啓発活動と（２）インターネットによる情報の発信に尽きるのではないかと思うのです。つまり広報・普及啓発活動をどのようにして、例えばパンフレットをこのように作って配りましたとか、インターネットについてはこのようなものをホームページに載せました等、恐らくそういうことがあったんだと思いますが、（３）マーケティングとなりますとコンサルタントが行うものでありまして、これは全然違うものなのです。新しく参入している方からすれば、マーケティングをやれと言われても、一体何をどこまでやれば良いのかという定義も与えられないままに、受注するのは難しいと思うのです。

ですから、同じことが（４）利用促進の部分にも言えますので、いっそのこと7の（１）、（２）だけにしてしまっ、もう少し過去のことをまとめて、先ほどの6番と同じように、具体的にこんなことをやってほしいと書いていただく。（３）と（４）についてはあまりにも抽象的で、広範になりますと参入障壁になりかねませんので、これはむしろ削除しても問題ないのではないかと思います。

いろいろ述べましたけれども、私からのコメントは以上でございます。お願いいたします。

○齋藤参事官補佐 稲生委員からの御質問に対してお答えいたします。まず館外企画展業務ですけれども、こちらは仕様書の57/113ページに、「館内企画展の実施」ということで説明し、仕様内容を掲載してございます。また広報業務につきましても、59/113ページに（7）として広報等業務、こちらに「資料館や館外活動に関する効率的、効果的な広報を実施するとともに、インターネットを通じた幅広い情報発信を行うこと」というふうに大きく定義いたしておりまして、以下、ア、イ、ウ、エ、オまで、それぞれ広報・普及啓発活動、インターネットによる情報の発信、マーケティング、利用促進等々につきましても、仕様書で説明させていただいております。

○稲生専門委員 今の説明で何をすべきかというのがよく分かりました。そうすると、1点気になっているのがコストに関する情報開示、過去の実績の金額のところ、さっき見えていたら積算するほどの細かい情報がどうも欠けているのかという感じもしたのですが、この点はいかがでしょうか。もう少し具体的になりませんか。

○齋藤参事官補佐 28/113ページの別紙1で過去3年度の運営実績を述べさせていただいております。その中で広報経費につきましても、令和3年度は税抜で2,395万2,000円を実績として掲載しております。今回、市場化に際して、過去の実績または令和

4年度の実施計画から、当該広報経費のうち、最低限定額計上すべきものとしたしまして考えてございますのが12/113ページに、費用負担に関する留意事項といたしまして、これだけが最低限必要なので定額で計上していただきたいということで、今、IV番の印刷費、各種資料、印刷物等の発送費、案内版等、この3点につきましては、定額の計上の額を応札希望者に対して御提示する予定でございます。

あとは実際の2,395万2,000円の全ての内訳を提示することは困難でございますので、最低限その定額計上のものでお示しすることができると思います。

○稲生専門委員 対応いただくということですか。分かりました。

要は今回、様々な業務が入っているものですから、新しく入ってくる人がきちんと積算できるように、なるべく細かい情報開示をお願いできればということで質問させていただきました。先ほどの説明でよく分かりました。特に先ほどの2項目、マーケティングと利用促進の削除の提案については撤回いたします。ありがとうございました。

○小松専門委員 そもそも論ですけれども、この資料館の運営組織はあるのですか。今は総務省が所管されているようですけれども、総務省の職員で資料館の運営に直接携わっている方はいらっしゃるのですか。

○齋藤参事官補佐 今回の平和祈念展示資料館の運営委託業務は、運営管理業務全体を一括して民間委託をこれまでも、また市場化に際してもしようと考えておまして、実際その資料館に常駐とかいうふうに国の職員が常駐しているものではございません。全て民間に全体を包括してお願いしたいと考えてございます。

○小松専門委員 悪い言葉で言うと、丸投げするという感じですよ。このような博物館に類するようなものの運営というのは、基本的には恒常的な組織があって、そこが責任を持ってやっている。補助的に民間の業者に業務を委託するというスタイルがほとんどだと思うのですけれども、ここはもう全部お任せしますからやってくださいという委任の仕方ですよ。これは、なかなかできる業者はいないのではないかと思います。

今、運営している会社を調べたのですけれども、ここは展示のディスプレイをやる会社のように、展示品を並べたり、飾りつけたりするのは得意だと思うのですが、恐らく業務の運営そのものは外部の人に委託して行っているのだらうと思うのです。そうすると、委託される側、学芸員の話が出ていましたけれども、学芸員に相当する人たちは、今だったらこの会社に雇われて仕事をすることになるので、例えば国立博物館で学芸員をしていましたとか、そういう話とは全然違うのです。逆に言えば経歴としてうたえなくなってしまう

うのだと思います。アルバイトとしか書けなくなるので、先ほどから人が来るのかという話が盛んに出ていますが、しっかりした人はまず来ないだろうという気はします。今どうい人がやっておられるか分からないですけれども、あまり専門性の高い人ではないのではないかという危惧はあります。かなり難しいことを行わせようとしているような気がしてしょうがないのですが、本当に受けるところがあるのですか。

○齋藤参事官補佐 小松委員の質問に対してお答えいたします。先ほど冒頭でも説明いたしましたけれども、本件は平和祈念事業特別基金の解散に伴いまして、平成22年10月から現在の形態と同様に、運営管理業務全体を一括して民間委託をしております。その当初の平成22年度10月開始の業務に際しては企画競争でございましたけれども、5者の参加がございました。その後、第2期目につきましても2者の参加がございました。第3期目は1者でしたけれども、今、第4期目の令和2、3、4年度の企画競争に際しては2者ということで、今現在、業務を委託しておりますムラヤマしかできないとか、他の資料館等の運営経験のある会社が応札できないとか、必ずしもそういうことには当たらないと考えてございます。

○小松専門委員 それでは、今、具体的に事務局長とか学芸担当をされている方はどうい方ですか。ムラヤマの社員の方ですか。それとも学識経験のある方ですか。

○齋藤参事官補佐 事務局長をはじめ、1年間の雇用契約を結んでいる者がほとんどでございます。中にはムラヤマ本社からの出向という形で来ておる者もでございます。

○小松専門委員 もう少し聞きますと、現在やっておられる方というのは、今の応募要項の要件に当てはまる方と考えてよろしいですか。

○齋藤参事官補佐 そのように考えてございます。

○小松専門委員 ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべき事項がありましたらお願いします。

○事務局 まず1点目、石村委員からです。学芸責任者について実務経験まで求める必要があるのかどうかという点について御質問いただきまして、総務省側から、事業者の引継ぎ等において実務経験は必要ということで御回答いただきました。今回、実際に市場化テストにおいて、入札が行われるわけですけれども、それが参入障壁となって応札する事業者が1者しかないとかいうことでしたら、その入札の結果を踏まえて、今後見直す必要がありますねということで、入札の結果を踏まえての今後の課題ということで進めさせてい

ただくということです。

次に2点目ですけれども、9/113ページに事務局長につきまして、「事務局長は、博物館業務を十分に理解している」「博物館又はこれに準ずる施設での実務経験を有する者」と書いておりますけれども、仕様書には「博物館に準ずる施設」と書いておりまして、その「準ずる」という範囲について確認の質問が辻委員からございました。それに対して総務省から、博物館法で定める博物館だけではなくて、もっと広く例えばデジタルミュージアムといった適用外のものも含めて、「準ずる」博物館ということでしたので、その要件について、実際に点数をつけるときにどこで見るのかというところで、必須要件ではなくて加点要素で見るということでもございました。これについては加点要素の中で見ていき、より幅広く、参入障壁を下げるという意味で、「準ずる」博物館施設の実務経験ありということ、実施要項（案）のとおりそのまま進めさせていただくということです。

3点目、稲生委員から御質問いただいた件です。館外活動業務と広報等業務につきまして、その中のマーケティングと利用促進については削除する必要があるのではないのでしょうか、参入障壁になるのではないのでしょうかというお尋ねをいただきました。これについては仕様書に定義が書いておりますし、入札の段階では定額で計上してもよいということを実施要項（案）の中で示しておりますので、これについて、削除しないでそのまま残しておく方向で進めるということです。

最後に小松委員から御質問をいただきまして、そもそもこの資料館の事業について事業者に丸投げではないのかということで問題提起をいただきました。また、そこに勤めている学芸員の方のキャリアについて、要は受託している会社のアルバイトという扱いでしかなくて、学芸員の方のキャリアアップにつながらないのではないのかという問題提起をいただきました。これについて総務省から過去の応札状況を説明いただきまして、また、過去の応札事業者のヒアリング結果も先に説明いただいておりますので、応札に当って特に問題ないのではないのかということでした。以上の4点でございます。

○事務局 それでは、古笛主査、取りまとめをお願いいたします。

○古笛主査 たくさん御意見はいただいたのですが、実施要項（案）としてはこのままということですので、本日をもって小委員会での審議は終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については御一任いただきたいと思いますと思いますが、委員のみなさま、よろしいでしょうか。

（承諾）

では、このようにさせていただこうと思います。

本日の議論については以上です。何かございましたらまた事務局にお寄せいただけたら
と思います。

(総務省 退室)

— 了 —